

諮問庁：検事総長

諮問日：令和2年3月6日（令和2年（行個）諮問第35号）

答申日：令和3年3月4日（令和2年度（行個）答申第169号）

事件名：本人が特定年月日付けで送った上申書に係る処理票等の不開示決定（適用除外）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書1及び文書2（以下、順に「文書1」及び「文書2」といい、併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第4章の規定は適用されないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

法12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和2年1月31日付け最高検企第33号により検事総長（以下「検事総長」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

別紙2（審査請求書）のとおり。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示請求の内容及び処分庁の決定

（1）開示請求の内容

本件開示請求は、「特定年月日A付けで検事総長に送った上申書の扱いが分る文書（最終処理まで）」に記録された保有個人情報を対象としたものである。

（2）処分庁の決定

処分庁は、本件開示請求に係る保有個人情報として、本件文書に記録された保有個人情報を特定したが、本件文書の「上申書のコピー」には告訴状が添付されており、処分庁としては、いずれも告訴事件の文書として取り扱っているところ、告訴に関する記録は、訴訟に関する書類に該当することから、開示請求に係る保有個人情報は、刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）53条の2第2項の規定により、法第4章の適用が除外されている「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当するとして、保有個人情報の開示をしない旨の決定（原処分）を行っ

た。

2 本件諮問の要旨

審査請求人は、審査請求書（別紙2）において、「「訴訟に関する書類」の該当要件を明らかにすることを求める。」、「「訴訟に関する書類」に該当することについて証明することを求める。」、「「告訴状を受けとってから、不受理決定までの意思決定が適切に行われたこと」について、明らかにすることを求める。」、「検事総長が、決裁書を不開示とした行為は、犯人隠避罪（刑法103）不作為犯となることを認めることを求める。」として、原処分を取り消すとの裁決を求めているところ、諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり理由を述べる。

3 諮問庁の判断及び理由

（1）「訴訟に関する書類」の意義

「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類であり、これらの書類は、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成又は取得されたものであり、捜査・公判に関する活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑訴法47条により、公判の開廷前における「訴訟に関する書類」の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、刑訴法53条及び刑事確定訴訟記録法により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、刑訴法（40条、47条、53条、299条等）及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪の捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、法の適用除外とされたものである。

また、刑訴法53条の2第2項は、法の適用除外の対象について「訴訟記録」だけに限らず、「訴訟に関する書類」と規定していることから、被疑事件・被告事件に関して作成された書類の全てが同条の規定する「訴訟に関する書類」に該当し、訴訟記録に限らず、不起訴記録、不提出記録はもとより、不受理とされた告訴に係る書類やその写しも「訴訟に関する書類」に含まれるものと解されるほか（平成21年度（行個）答申第83号、平成23年度（行個）答申第29号）、刑事事件の捜査の過程で作成又は取得された文書も、同様に「訴訟に関する書類」に含まれると解されるものである（平成30年度（行個）答申第10号）。

（2）本件開示請求に係る対象文書について

本件開示請求は、「特定年月日A付けで検事総長に送った上申書の扱いが分る文書（最終処理まで）」に記録された保有個人情報について開示を求めるものであったため、処分庁において、審査請求人が求める個人情報は、同人が提出した上申書の受理から処理までの手続に係る、決裁文書を含む文書全てに記録された保有個人情報であるとし、上記上申書等のほか、告訴・投書等の事務処理に関して作成する「処理票（特定年）」を特定したものである。

(3) 審査請求人が求める個人情報が「訴訟に関する書類」に該当することについて

通常、検察官は、告訴状又は告発状、その添付証拠及び追加書類等の提出を受けた後、告訴等に係る事実が特定されているか否かなどの所要の事項につき確認し、告訴等の事実の特定が不十分である場合、告訴人等に対し、その補正を促し、また、告訴等の事実が明らかに犯罪を構成しない場合等については、告訴人等にその理由を説明し、直ちに告訴等の受理手続をしない場合もある。

検察官は、このような告訴状等の受理の判断に係る検討の過程において、当該告訴状等に記載された事実関係の特定のため、提出者からの事情聴取を行ったり、関係資料を収集したりするほか、告訴の対象とされた者の存否や立場等を確認するために必要な捜査等を行うこととなる。

このような捜査過程において収集される各種資料等に基づく検討結果は、当該告訴状等が受理されたか否かにかかわらず、典型的に秘密性が高いことが多く、その大部分が被害者や告訴等の対象とされた者等の個人に関する情報から構成されるものであることに加え、これを公にすれば、犯罪の捜査、公訴の維持その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいと認められる。

審査請求人は、同人が処分庁へ送付した上記上申書、決裁書及び返戻理由書等を対象文書として特定し、開示決定を行うことを求めているところ、刑訴法53条の2第2項に規定されている「訴訟に関する書類」は、訴訟記録に限らず、不起訴記録、不提出記録はもとより、不受理とされた告訴に係る書類やその写しもこれに含まれると解されることについて、過去の答申においても、何度となくその判断が示されているところであり、また、決裁書については、検察官が提出された告訴状を受理するか、返戻するかについて判断する過程において、必要に応じて、刑訴法上認められた権限を行使し、関係資料の収集等の所要の捜査等を行う上で作成又は取得されたものであり、返戻理由書については、検察官の捜査権行使の結果を示す内容を有するものであることから、いずれも捜査の過程で作成又は取得された告訴に関する記録に記録された個人情報であるということができ、いずれも刑訴法53条の2第2項の「訴訟

に関する書類に記録されている個人情報」に該当するものと認められる。

(4) その他審査請求人の主張について

その他審査請求人は種々主張するが、いずれも理由がなく、上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上のとおり、本件開示請求に係る保有個人情報は、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法4章の適用が除外されるため、処分庁が行った不開示決定は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年3月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和3年1月8日 審議
- ④ 同年2月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、文書1及び文書2（本件文書）に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報は、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法第4章の規定の適用が除外されているとして、これを不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求書（別紙2）によれば、①訴訟に関する書類の該当要件を明らかにすること、②訴訟に関する書類に該当することについて証明することなどと主張し、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報に対する法第4章の規定の適用の可否について検討する。

2 本件対象保有個人情報に対する法第4章の規定の適用の可否について

(1) 「訴訟に関する書類」の意義

刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類であると解されるところ、同項がこれを法の規定の適用から除外した趣旨及び法の適用除外の対象については、諮問庁が上記第3の3(1)で説明するとおりであり、訴訟記録に限らず、不起訴記録や不提出記録も「訴訟に関する書類」に含まれるものと解される。

(2) 「訴訟に関する書類」該当性

本件対象保有個人情報は、要するに、審査請求人が告訴状等を添付して提出した上申書の送付受付から返戻までの手続に係る本件文書に記録された保有個人情報であることから、検察官の捜査権行使の過程や結果

を示す内容を有するものであって、捜査の過程で作成又は取得された書類に記録された保有個人情報であると認められる。

(3) そうすると、上記第3の3(3)の諮問庁の説明は首肯でき、本件対象保有個人情報は、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当するものと認められるから、法第4章の規定は適用されないものである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法第4章の規定は適用されないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報は同項に規定する「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨

別紙 1 本件対象保有個人情報記録された文書（本件文書）

文書 1 処理票（特定年）

文書 2 補正書記載の「上申書のコピー，決裁書，返戻理由書」

別紙 2 審査請求書（引用された URL は省略する。）

第 1 審査請求の理由

審査請求人は、特定検事総長から、令和 2 年 1 月 31 日付け最高検第 33 号の保有個人情報不開示決定処分を受けた。

しかし、本件処分は、不当であること。

（1）経緯

ア 開示請求文言＝「私がした告訴・告発に係る告訴状の写し，決裁書，告訴状返戻理由書についてすべて」である。

イ 特定検事総長が特定した文書名＝「処理票（特定年），告訴状の写し，決裁書，告訴状返戻理由書」

ウ 不開示決定理由文言（特定検事総長の主張）＝「当該各文書は，告訴事件等に関して作成又は取得する書類であり，いずれも訴訟に関する書類に該当し，開示請求に係る保有個人情報は，刑事訴訟法 53 条の 2 第 2 項の規定により，法 4 章の適用が除外される「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当するため。」

（2）特定検事総長の主張に対する認否等

ア 本件開示請求の目的は，最高検察庁がした「告訴状を受けとってから，不受理決定までの意思決定が適切に行われたこと」の検証をする目的でした開示請求であること。

検証が必要であると認識した理由は以下の通り。

○ 特定事件番号事件において，被告特定都道府県が書証提出した「特定証拠」については，形式的証拠力が存在しない事実がある。

② この事実から，乙〇号証を書証提出した行為は，有印公文書虚偽記載罪・同文書行使罪に該当すること。

③ しかしながら，特定地検及び最高検察庁は，告訴状を返戻した事実がある。

④ 告訴状を返戻に至る前に，事情聴取は行われていないし，補充書面の提出も求められていない事実がある。

⑤ 〇〇の偽造は，有印公文書虚偽記載罪・同文書行使罪に該当し，非親告罪である。

しかも、罪名から言って、社会に影響を及ぼすことが明らかな行為である。

⑥ 返戻時は、検察官適格審査会の存在を知らなかったため、受け入れるしか方法はなかった。

⑦ 検証の結果、「告訴状を受けとってから、不受理決定までの意思決定が適切に行われたこと」について、疑義があれば、検察官適格審査会に対して、決裁をした検察官の罷免を求めるために使用する文書である。

イ 不開示とした理由について

同文書については、いずれも「訴訟に関する書類」に該当することである。

ウ 不開示理由の違法性について

㊦ 処理票について

開示請求文言から、特定検事総長は、処理票を特定した。

しかしながら、開示請求者には、文書名だけでしか知らされておらず、その全部を不開示とした。

つまり、実体が不明で、文書名だけ知らされている。

このことは、（理由の提示）行政手続法8条に違反している行為である。

特定都道府県警察は管理票を開示交付している事実がある。

処理票が、特定都道府県警察の管理票相当の文書であるならば、不開示決定は不当であり、不当理由は以下の通り。

検察が私の個人情報をも無断で集めて文書を作成し、本人には記載内容を開示しないことになる。本人に開示しないため、虚偽記載の存否について検証ができず、不利な情報が記載されていても訂正申立てができないことになる。

㊧ 告訴状の写し

私が作成した告訴状であり、告訴状原本は返戻されている事実がある。

この事実から不開示には当たらない。

㊨ 決裁書

「告訴状を受けとってから、不受理決定までの意思決定が適切に行われたこと」を検証できる唯一の証拠である。

特定検事総長が、決裁書を不開示としたことは、検察官適格審査会に提出する証拠の顕出を妨げる行為であり、犯人隠避罪（刑法103）不作為犯となる可

能性がある。

上記犯行の真偽は、乙〇号証の真偽と対応している。

㊦ 告訴状返戻理由書

開示請求人に対して、既に、交付された文書である。不開示処分は不当である。

㊧ 特定検事総長が特定したこれらの文書は、「訴訟に関する書類」には該当しないこと。

否認理由は、訴訟自体が存在していない。

具体的には、どの様な訴訟を指示しているのか、明らかにすることを求める。

㊨ 情報提供の違法性

㊩ 「訴訟に関する書類」に該当することが証明されていない。

㊪ 「訴訟に関する書類」の該当要件の説明を行っていない。

㊫ 証明を飛ばして、いきなり（法の適用除外）刑事訴訟法53条の2第2項の規定を適用していること。

第2 処分庁に対しての申入れ事項

① 「訴訟に関する書類」の該当要件を明らかにすることを求める。

② 「訴訟に関する書類」に該当することについて証明することを求める。

③ 「告訴状を受けとってから、不受理決定までの意思決定が適切に行われたこと」について、明らかにすることを求める。

④ 特定検事総長が、決裁書を不開示とした行為は、犯人隠避罪（刑法103）不作為犯となることを認めることを求める。

そのためには、上記犯行の真否は、乙〇号証の真否と対応している事実がある。乙〇号証の真否についての判断を求める。